

雑用水の供給基準

昭和51年 8月 3日 水工管発第 96号
平成31年 3月28日 30水浄管第1219号

1 供給対象

(1) 集合住宅

日量25m³以上（住宅規模が230戸以上）

(2) その他一般ビル等

日量10m³以上

ただし、次のものは日量5m³以上とする。

ア 大規模開発地域内における集合住宅以外の施設

イ ア以外の地域における住宅・非住宅併存建築物の非住宅部分の施設

ただし、住宅部分において雑用水を使用するものに限る。

2 供給条件

(1) 集合住宅

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、「行政財産の目的外使用」として給水する。

(2) その他一般ビル等

工業用水と同じ供給条件とし、東京都工業用水道条例（昭和38年東京都条例第72号）を準用して給水する。

3 配水管施設費の負担区分

全額給水申込者の負担とする。

4 集合住宅の料金徴収等

(1) メータの設置

集合住宅を総括するメータを設置し、各戸には設置しない。

(2) 給水契約

上水道の給水申込を受けたことにより雑用水の給水申込があったものとみなし、各戸の使用者を給水契約の相手方とする。

なお、都市整備局、独立行政法人都市再生機構等建設事業者と別紙「雑用水供給に関する協定」を締結し、給水する。

(3) 料金の徴収等

ア 料金

(ア) 2019年11月分まで

1戸1か月125円（8%の消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(イ) 2019年12月分から

1戸1か月127円（10%の消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 徴収対象

上水道の使用量が1か月10m³を超える使用者から徴収する。ただし、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第30条第1項又は第2項に基づき水道料金の免除を受けているものを除く。

ウ 徴収方法

水道料金と合算して徴収する。

5 雑用水使用の指導（勧誘）基準

(1) 集合住宅 日量25m³以上（230戸以上）

(2) 一般ビル等 日量10m³以上

(3) 大規模再開発地区における集合住宅以外の施設等 日量 5m³以上

6 適用日

平成31年4月1日から適用する。